

第60期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面に記載していない事項)

企業集団の現況に関する事項	1
会社の新株予約権等に関する事項	3
会計監査人に関する事項	5
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	6
連結株主資本等変動計算書	11
連結注記表	12
株主資本等変動計算書	27
個別注記表	28

株式会社サイバーリンクス

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 主要な事業所

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	和歌山県和歌山市
東 日 本 支 社	東京都港区
西 日 本 支 店	大阪市淀川区
海 南 支 店	和歌山県海南市
田 辺 支 店	和歌山県田辺市
シ ン ガ ポ ー ル 支 店	シンガポール
新 宮 営 業 所	和歌山県新宮市
奈 良 営 業 所	奈良県奈良市
福 岡 営 業 所	福岡市博多区
札 幌 オ フ ィ ス	札幌市中央区
仙 台 オ フ ィ ス	仙台市青葉区
静 岡 オ フ ィ ス	静岡市葵区
ドコモショップ 南海市駅前店	和歌山県和歌山市
ドコモショップ JR和歌山駅前店	和歌山県和歌山市
ドコモショップ 延 時 店	和歌山県和歌山市
ドコモショップ セントラルシティ和歌山店	和歌山県和歌山市
ドコモショップ 岩 出 店	和歌山県岩出市
ドコモショップ 橋 本 店	和歌山県橋本市
ドコモショップ 橋 本 彩 の 台 店	和歌山県橋本市
ドコモショップ か つ ら ぎ 店	和歌山県伊都郡かつらぎ町
ドコモショップ 田 辺 店	和歌山県田辺市
ドコモショップ 新 宮 店	和歌山県新宮市

(注) 2023年3月31日付でドコモショップ串本店を廃止いたしました。

② 子会社

株式会社南大阪電子計算センター

本社（大阪府貝塚市）、和歌山支社（和歌山県和歌山市）、
奈良支社（奈良県葛城市）

株式会社シナジー

本社（沖縄県宜野湾市）、東京支社（東京都港区）

（注）2023年4月30日付で株式会社シナジー名古屋支社を廃止いたしました。

(2) 主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社紀陽銀行	1,428
株式会社三菱UFJ銀行	714
株式会社みずほ銀行	402
和歌山県信用農業協同組合連合会	120

2. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

① 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の保有する新株予約権等

名称 (発行決議日)	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数	行使価額	行使期間
第1回株式報酬型新株予約権 (2015年3月27日)	68個	普通株式 13,600株	3名	1株当たり1円	2015年5月1日から 2045年4月30日まで
第2回株式報酬型新株予約権 (2016年3月29日)	103個	普通株式 20,600株	3名	1株当たり1円	2016年4月29日から 2046年4月28日まで
第3回株式報酬型新株予約権 (2017年3月28日)	92個	普通株式 18,400株	3名	1株当たり1円	2017年4月18日から 2047年4月17日まで
第4回株式報酬型新株予約権 (2018年3月27日)	77個	普通株式 15,400株	3名	1株当たり1円	2018年4月17日から 2048年4月16日まで
第5回株式報酬型新株予約権 (2019年3月27日)	96個	普通株式 19,200株	3名	1株当たり1円	2019年4月16日から 2049年4月15日まで
第6回株式報酬型新株予約権 (2020年3月27日)	149個	普通株式 29,800株	3名	1株当たり1円	2020年4月21日から 2050年4月20日まで
第7回株式報酬型新株予約権 (2021年3月30日)	57個	普通株式 5,700株	3名	1株当たり1円	2021年4月20日から 2051年4月19日まで

(注) 1. 2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施いたしました。

2. 本新株予約権の主な行使条件は、以下のとおりであります。
新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

② 社外取締役（監査等委員を除く）の保有する新株予約権等
該当事項はありません。

- ③ 取締役（監査等委員）の保有する新株予約権等
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

名 称 (発行決議日)	対象者	新株予約 権の数	目的となる株式 の種類及び数	交付 者数	行使価額	行使期間
株式会社サイバーリンクス 第3回新株予約権 (2023年11月20日)	従業員	2,213個	普通株式 221,300株	419名	1株当たり755円	2027年4月1日から 2033年12月14日まで
	子会社 取締役	150個	普通株式 15,000株	6名	1株当たり755円	2027年4月1日から 2033年12月14日まで
	子会社 従業員	803個	普通株式 80,300株	137名	1株当たり755円	2027年4月1日から 2033年12月14日まで

(注) 本新株予約権の主な行使条件は、以下のとおりであります。
新株予約権者は、2024年12月期以降のいずれかの連続する2事業年度において、当社の当該2事業年度の連結経常利益の合計額が2,500百万円を超過した場合、これ以降本新株予約権を行使することができる。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

名 称 (発行決議日)	対象者	新株予約 権の数	目的となる株式 の種類及び数	保有 者数	行使価額	行使期間
株式会社サイバーリンクス 第2回新株予約権 (2023年11月20日)	取締役	200個	普通株式 20,000株	4名	1株当たり712円	2027年4月1日から 2033年12月14日まで

(注) 本新株予約権の主な行使条件は、以下のとおりであります。
新株予約権者は、(i)2024年12月期以降のいずれかの連続する2事業年度において、当社の当該2事業年度の連結経常利益の合計額が3,000百万円を超過し、かつ、(ii) (i)を達成した事業年度の翌年4月1日から1年間を経過する日までにおいて、当社の株式時価総額（次式によって算出するものとする。）が、一度でも30,000百万円を超過した場合に限り、これ以降本新株予約権を行使することができる。

株式時価総額 = 東京証券取引所における当社普通株式の終値 × 当社発行済株式総数

3. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（注）	54百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積り等の算定根拠等について確認を行い、監査等委員会にて協議のうえ、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、上記の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、「会計監査人の評価および選定基準」に基づき、会計監査人の独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていないと認められるなど、会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合は、当該会計監査人の解任又は不再任について検討を行い、その必要があると判断した場合には、監査等委員会規程に則り、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会で協議のうえ、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(取締役会における決議の内容の概要)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決定した事項は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、「サイバーリンクス行動指針」、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定める。
- ② 当社は、取締役会の直属機関である「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。また、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する行動規範及び具体的な遵守事項を定め、周知徹底する。
- ③ 取締役は、社内及び社外（弁護士）に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、取締役及び従業員からのコンプライアンス違反行為等に関する相談又は通報を適正に処理する。
- ④ 内部監査室は、内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査を実施する。
- ⑤ 従業員の法令・定款違反行為については「就業規則」に従い処分を決定する。取締役の法令・定款違反行為については、「役員倫理規程」「役員就業規則」に従い処分を決定する。
- ⑥ 監査等委員会は、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報について、法令及び「文書管理規程」に基づき保管責任者が適切に保存・管理し、これらを閲覧できる状況とする。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、リスクの発生の防止、発生したリスクへの対処を統括的に行う。
 - ② 会社の情報資産に係るリスクについて、「情報リスク管理規程」に基づき情報リスク管理責任者を設置し、情報リスク管理責任者はリスクの発生を最小限に抑え、またリスクが発生した場合の影響範囲を最低限にするよう内部規程の整備や対策の実施を行う。
 - ③ ISO9001、ISO20000、及びISO27001の認証を受け、品質管理及び情報セキュリティ管理に取り組む。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 定例取締役会及び必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、経営に関する重要事項について職務の執行の決定を行う。
 - ② 取締役会の決定に基づく職務の執行について、「職務権限規程」等の社内規程に基づき権限委譲を行い、取締役の職務執行の効率化を図る。
- (5) 次に掲げる体制その他の当社及びその子会社からなる企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営内容を適確に把握するため、子会社に対し、営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社に定期的に報告を求める。
 - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」において、子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」において、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議する。

- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理を行う。
- ④ 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ 当社は子会社に、その役員及び従業員が「サイバーリンクス行動指針」、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、適正かつ有効な職務の執行に努める体制を構築させる。
 - ・ 内部監査室は、子会社の業務活動の適正性及び有効性について、定期的に監査を実施する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会の職務は、内部監査室においてこれを補助する。内部監査室の従業員の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保するものとする。
- ② 内部監査室の従業員は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
- (7) 当社グループの取締役（当社の監査等委員である取締役を除く）・監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
- ① 当社取締役（監査等委員である取締役を除く）は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じ監査等委員会に報告を行うほか、必要に応じ、遅滞なく報告を行う。
- ② 当社取締役（監査等委員である取締役を除く）及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、重大な法令・定款違反、その他重要な事項を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告を行う。

- ③ 子会社の役員及び従業員は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ④ 「コンプライアンス相談窓口」の担当部門は、当社グループの役職員からの相談・通報の状況について、必要に応じ、当社取締役及び取締役会に報告を行う。
- ⑤ 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、代表取締役と定期的な意見交換会を設ける。
- ② 監査等委員会は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役（監査等委員である取締役を除く）又は従業員等とその説明を求めることができる。また、監査等委員会が必要と認めた場合は、いかなる会議、委員会等にも出席することができる。
- ③ 監査等委員会は、監査の実施に当たり、必要に応じ弁護士又は公認会計士等の外部の専門家を独自に起用することができる。
- ④ 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく財務報告の適正性を確保するため、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

「反社会的勢力排除マニュアル」を定め、反社会的勢力との取引を一切遮断する。

(当事業年度における運用状況の概要)

① コンプライアンス体制

コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンスに関する行動規範等を定めた「サイバーリンクス行動指針」、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」の全役職員への周知を図っております。

当社では全役職員を対象に、コンプライアンス、個人情報保護、インサイダー取引防止、ハラスメント問題に関する研修を実施しております。

また、当社グループの全役職員を対象に、コンプライアンスの啓蒙活動の一環として、コンプライアンス確認テスト及びコンプライアンス意識調査をそれぞれ1回実施しております。

② 取締役会の開催状況

取締役会は月1回開催しており、臨時取締役会を含め18回開催し、法令等に定められた事項や経営の基本方針等、経営に関する重要事項を決定し、月次の業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

③ 監査等委員会の開催状況

監査等委員会は月1回開催しており、臨時監査等委員会を含め14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。

④ リスク管理体制

「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会（以下、「委員会」という。）」は3ヶ月に1回開催しており、臨時委員会を含め5回開催し、当社グループの企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、リスクの発生の防止、発生したリスクへの対処を統括的に実施いたしました。

⑤ 財務報告に係る内部統制

内部監査室は、監査等委員である取締役及び会計監査人とも連携を図り、策定した実施計画に基づき、財務報告に係る内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査いたしました。

(注) 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨て、また比率については、表示単位未満を四捨五入しております。

連結株主資本等変動計算書

〔2023年1月1日から
2023年12月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	858	2,158	4,317	△311	7,023	78	7,101
当期変動額							
新株の発行（新株予約 権の行使）	8	8			17		17
新株の発行（譲渡制限 付株式報酬）	7	7			14		14
剰余金の配当			△144		△144		△144
親会社株主に帰属する 当期純利益			445		445		445
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△6	△6
当期変動額合計	16	16	300	－	332	△6	326
当期末残高	874	2,174	4,618	△311	7,355	72	7,427

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 株式会社南大阪電子計算センター
株式会社シナジー

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、9月30日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

b. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法

c. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料 総平均法による原価法

仕掛品 個別法による原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっておりますが、事業用定期借地権契約による借地上の建物については、契約期間を耐用年数としております。

主な減価償却資産の耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	10～50年
工具、器具及び備品	3～15年

b. 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア
市場販売目的のソフトウェア
顧客関連資産

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
販売可能な見込有効期間（3年以内）に基づく定額法
その効果が発現すると見積もられる期間（10年以内）に基づく定額法

c. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

d. 長期前払費用

定額法

③ 重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

b. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する部分を計上しております。

c. 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

a. 顧客との契約から生じる収益の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、いずれの取引も契約に基づき履行義務の充足前に契約負債として前受金を受領する場合を除き、履行義務を充足してから概ね2か月以内取引の対価を受領しており、取引価格に重要な金融要素は含まれておりません。

イ. サービス利用料（定常収入）

流通クラウド事業、官公庁クラウド事業、トラスト事業においては、各種クラウドサービスを提供しております。

これらのサービスは、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

なお、サービス利用料のうち、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

ロ. 商品の販売（非定常収入）

モバイルネットワーク事業においては、和歌山県下にドコモショップ10店舗を運営しており、顧客に対してスマートフォン端末やアクセサリ等を販売しております。

このような商品の販売については、商品の引き渡し時点において履行義務が充足されると判断していることから、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

ハ. カスタマイズ・導入（非定常収入）

イ.に記載した流通クラウド事業、官公庁クラウド事業及びトラスト事業において提供する各種クラウドサービスについて、顧客のニーズに合わせたカスタマイズ開発及びクラウドサービス利用開始時の各種設定等の導入支援サービスを提供しております。

当該履行義務は一定の期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、見積原価総額に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

二. 工事契約（非定常収入）

官公庁クラウド事業において、防災行政無線システムをはじめとする通信システムの施工、河川砂防観測設備等の工事を行っております。

当該履行義務は一定の期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、見積原価総額に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

b. ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

⑤ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥ ヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	借入金の利息

c. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

d. ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

その効果が発現すると見積もられる期間（５年以内）の定額法により償却しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書関係

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「助成金収入」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における収益認識

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高 574百万円

(注) 上記の金額は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識するもののうち、当連結会計年度末時点で進捗度が100%未満の履行義務に係る売上高の金額であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、顧客に対してシステムの導入及びカスタマイズ等を行う契約（以下、「件名」という。）を締結しており、当該件名に係る履行義務は、一定の期間にわたり充足されるものと判断されることから、期間がごく短い契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積原価総額に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しております。

進捗度に基づく売上の計上には、件名が完成するまでの工数を積算した見積原価総額の算定が必要であります。仕様や工期が件名ごとに異なる個別性を有しており、作業を進める中で仕様変更や予期せぬ事象の発生により原価総額の見積りに変動が生じた場合、進捗度の算定に影響が生じる可能性があり、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する売上高の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 株式会社シナジーに係る固定資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	133百万円
のれん	663百万円
顧客関連資産	100百万円
ソフトウェア	143百万円
無形固定資産 その他	28百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、株式会社シナジーの事業用資産について、単一の資産グループとしております。また、前連結会計年度に行われた株式会社シナジーとの企業結合時に、今後の事業活動により期待される将来の超過収益力として、のれん及び顧客関連資産を認識しております。これらの資産について、事業用資産は、資産グループの営業活動から生じる損益が継続してマイナスになっていることから、減損の兆候を識別しております。また、のれん及び顧客関連資産は、配分された金額が相対的に多額であることも踏まえて、減損の兆候があると判断しております。

減損損失の認識の要否にあたっては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回るため、いずれも減損損失の認識は必要ないと判断しました。

なお、割引前将来キャッシュ・フローは、経営者により承認された事業計画を基礎としており、将来の受注計画や顧客の継続率等の仮定に基づいて策定しております。事業計画に含まれる主要な仮定は、いずれも、当社グループが期末日時点で入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいておりますが、予測不能な前提条件や将来の経営環境の変化等、不確実性を伴うものであり、事業計画と実績に乖離が生じ、事業計画の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 3,646百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「8. 収益認識に関する注記(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

	当 期 首 残 高	増 加	減 少	当 期 末 残 高
	株	株	株	株
普通株式	11,320,175	46,537	—	11,366,712
合 計	11,320,175	46,537	—	11,366,712

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による増加 31,000株

譲渡制限付株式報酬としての新株の発行による増加 15,537株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 期 首 残 高	増 加	減 少	当 期 末 残 高
	株	株	株	株
普通株式	216,067	—	—	216,067
合 計	216,067	—	—	216,067

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2023年3月28日開催の第59期定時株主総会において次のとおり決議されました。

株式の種類	普通株式
配当の総額	144百万円
1株当たり配当金	13円00銭
基準日	2022年12月31日
効力発生日	2023年3月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2024年3月27日開催予定の第60期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当の総額	144百万円
1株当たり配当金	13円00銭
基準日	2023年12月31日
効力発生日	2024年3月28日

(4) 新株予約権等に関する事項

	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
第1回株式報酬型新株予約権	普通株式	13,600株
第2回株式報酬型新株予約権	普通株式	20,600株
第3回株式報酬型新株予約権	普通株式	18,400株
第4回株式報酬型新株予約権	普通株式	15,400株
第5回株式報酬型新株予約権	普通株式	19,200株
第6回株式報酬型新株予約権	普通株式	29,800株
第7回株式報酬型新株予約権	普通株式	5,700株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については設備投資計画等に照らして、銀行等金融機関からの借入により行っております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金並びにリース債権及びリース投資資産は、取引先等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び社債は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に企業買収及び設備投資に係る資金調達であります。長期借入金のうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 ⑥ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程に従い、取引開始時における信用調査、回収状況の継続的なモニタリングを実施しております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

⑤ 信用リスクの集中

該当事項はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
	百万円	百万円	百万円
① 売掛金	2,583	2,568	△15
② リース債権及びリース投資資産	272	261	△11
資 産 計	2,856	2,829	△26
① 社債（1年内償還予定社債を含む）	30	29	△0
② 長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）	2,595	2,567	△27
負 債 計	2,625	2,597	△27

(*1) 「現金及び預金」、「買掛金」、「短期借入金」及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額
	百万円
非上場株式	14
出資金 (投資その他の資産「その他」)	0
合 計	14

(注) 1. デリバティブ取引に関する事項

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引：該当事項はありません。

② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引：

金利関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)		時価 (百万円)	当該時価の 算定方法
				内1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支 払 固 定・受取 変動	長期借入金	402	332	1	取引先金融機関から提示された価格等によっております。
合 計			402	332	1	

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	百万円	百万円	百万円	百万円
現金及び預金	1,934	—	—	—
売掛金	2,165	418	0	—
リース債権及びリース投資資産	97	175	—	—
合計	4,196	593	0	—

3. 社債、長期借入金、リース債務及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
短期借入金	300	—	—	—	—	—
社債	14	16	—	—	—	—
長期借入金	409	394	391	385	376	638
リース債務	30	17	—	—	—	—
合計	754	427	391	385	376	638

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	2,568	—	2,568
リース債権及び リース投資資産	—	261	—	261
資産計	—	2,829	—	2,829
社債 (1年内償還 予定社債を含む)	—	29	—	29
長期借入金 (1年内返済 予定長期借入金を含む)	—	2,567	—	2,567
負債計	—	2,597	—	2,597

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
売掛金

売掛金の時価は、短期間で決済されるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、回収期間が1年を超えるものについては、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、回収までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債権及びリース投資資産

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債 (1年内償還予定社債を含む)

連結子会社が発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金 (1年内返済予定長期借入金を含む)

長期借入金の時価は、固定金利のもの及び変動金利で金利スワップの特例処理の対象となっているものについては、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント				合計
	流通クラウド事業	官公庁クラウド事業	トラスト事業	モバイルネットワーク事業	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
定常収入(注1)	3,781	3,165	79	509	7,536
非定常収入	840	3,457	19	3,014	7,331
顧客との契約から生じる収益	4,622	6,622	99	3,523	14,868
定常収入(注1)	—	155	—	—	155
非定常収入	—	—	—	—	—
その他の収益(注2)	—	155	—	—	155
外部顧客への売上高	4,622	6,778	99	3,523	15,023

(注) 1. 「定常収入」は、情報処理料や保守料等の継続的に得られる収入で、安定収益の拡大を目指す当社独自の管理指標であります。

2. 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
	百万円	百万円
顧客との契約から生じた債権	1,941	2,583
契約資産	960	533
契約負債	525	409

契約資産は、各種クラウドサービスにおけるカスタマイズ開発及び導入支援サービス、並びに工事契約について進捗度に基づき収益を認識した未請求の履行義務に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該カスタマイズ開発及び導入支援サービス、並びに工事契約に関する対価は、契約条件に従い、顧客による成果物の検収後に請求し、概ね2ヶ月以内に受領しております。

契約負債は、主に顧客から受け取った前受金や、継続してサービスの提供を行う場合における未履行のサービスに対して支払いを受けた対価であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、243百万円であります。

また、当連結会計年度の契約資産の増減の主な要因は、工事等の進捗に伴う収益認識による増加と売上債権への振替による減少であります。契約負債の増減の主な要因は、前受金の受取りによる増加と履行義務の充足による収益認識による減少であります。

なお、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、流通クラウド事業、官公庁クラウド事業及びトラスト事業において提供するカスタマイズ開発及び導入支援サービス、並びに工事契約に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度
	百万円
1年以内	528
1年超2年以内	566
2年超3年以内	165
3年超	194
合計	1,455

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	659円67銭
1株当たり当期純利益	39円95銭

10. 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額（百万円）
和歌山県和歌山市	遊休資産	土地	3
ドコモショップ (和歌山県和歌山市他)	店舗（8店舗）	土地、建物及び構築物他	46
—	その他	のれん	197
株式会社シナジー 東京支社 (東京都港区)	事業用資産	建物及び構築物	8
合計			256

当社グループは減損会計の適用にあたり、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の事業区分に基づき、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

和歌山県和歌山市の遊休土地につきましては、将来の使用が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額等を基に算定した金額により評価しております。

ドコモショップ8店舗につきましては、営業損益が継続してマイナスとなる見込みであることから、回収可能性が低いと判断し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は正味売却価額により評価し、土地及び建物については不動産鑑定評価額に基づき、その他の資産については実質的に売却又は転用が不可能であることから零として評価しております。

また、当社が和歌山県下においてドコモショップを運営するモバイル・メディア・リンク株式会社及び株式会社ケイオープランを2022年12月に吸収合併したことにより計上したのれんについて、当該吸収合併により取得したドコモショップの業績が当初想定していた事業計画を下回って推移することが見込まれることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、使用価値を零として評価しております。

当社の連結子会社である株式会社シナジーの東京支社につきましては、2023年5月に当社の東日本支社へ移転統合したことに伴い、当該支社の造作物の使用が見込まれなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、使用価値を零として評価しております。

11. 企業結合に関する注記

企業結合に係る暫定的な処理の確定

2022年7月14日に行われた株式会社シナジーとの企業結合について前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されております。

この結果、暫定的に算定されたのれんの金額1,113百万円は、会計処理の確定により283百万円減少し、829百万円となっております。のれんの減少は、ソフトウェアが212百万円、無形固定資産のその他（顧客関連資産）が111百万円、繰延税金負債が40百万円それぞれ増加したことによるものであります。

株主資本等変動計算書

〔2023年1月1日から〕
〔2023年12月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	858	2,155	2	2,158	7	190	4,743
事業年度中の変動額							
新株の発行（新株予約 権の行使）	8	8		8			
新株の発行（譲渡制限 付株式報酬）	7	7		7			
剰余金の配当							△144
当期純利益							474
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	16	16	-	16	-	-	330
当期末残高	874	2,171	2	2,174	7	190	5,073

	株 主 資 本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計		
	利益剰余金 合計				
当期首残高	4,940	△311	7,645	78	7,724
事業年度中の変動額					
新株の発行（新株予約 権の行使）			17		17
新株の発行（譲渡制限 付株式報酬）			14		14
剰余金の配当	△144		△144		△144
当期純利益	474		474		474
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				△6	△6
事業年度中の変動額合計	330	-	362	△6	355
当期末残高	5,270	△311	8,007	72	8,080

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料 総平均法による原価法

仕掛品 個別法による原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっておりますが、事業用定期借地権契約による借地上の建物については、契約期間を耐用年数としております。

主な減価償却資産の耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～50年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

市場販売目的のソフトウェア

販売可能な見込有効期間（3年以内）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

リース取引に係るリース資産

④ 長期前払費用

定額法

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する部分を計上しております。
- ③ 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、いずれの取引も契約に基づき履行義務の充足前に契約負債として前受金を受領する場合を除き、履行義務を充足してから概ね2か月以内に取り引の対価を受領しており、取引価格に重要な金融要素は含まれておりません。

- ① サービス利用料（定常収入） 流通クラウド事業、官公庁クラウド事業、トラスト事業においては、各種クラウドサービスを提供しております。
これらのサービスは、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。
なお、サービス利用料のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。
- ② 商品の販売（非定常収入） モバイルネットワーク事業においては、和歌山県下にドコモショップ10店舗を運営しており、顧客に対してスマートフォン端末やアクセサリ等を販売しております。
このような商品の販売については、商品の引き渡し時点において履行義務が充足されると判断していることから、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

③ カスタマイズ・導入（非定常収入）

①に記載した流通クラウド事業、官公庁クラウド事業及びトラスト事業において提供する各種クラウドサービスについて、顧客のニーズに合わせたカスタマイズ開発及びクラウドサービス利用開始時の各種設定等の導入支援サービスを提供しております。

当該履行義務は一定の期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、見積原価総額に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

④ 工事契約（非定常収入）

官公庁クラウド事業において、防災行政無線システムをはじめとする通信システムの施工、河川砂防観測設備等の工事を行っております。

当該履行義務は一定の期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、見積原価総額に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

- ④ ヘッジの有効性評価の方法 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

その効果が発現すると見積られる期間（5年以内）の定額法により償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における収益認識

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高 299百万円

(注) 上記の金額は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識するものうち、当事業年度末時点で進捗度が100%未満の履行義務に係る売上高の金額であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は、連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記（1）一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における収益認識」に記載した内容と同一であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 132百万円

短期金銭債務 1百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,701百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高

売 上 高 3百万円

仕 入 高 8百万円

その他の営業取引高 8百万円

営業取引以外の取引高 24百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 期 首 残 高	増 加	減 少	当 期 末 残 高
	株	株	株	株
普通株式	216,067	—	—	216,067
合 計	216,067	—	—	216,067

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

ソフトウェア	177百万円
新株予約権	30百万円
減損損失	17百万円
資産除去債務	16百万円
賞与引当金	13百万円
未払事業税	12百万円
工具、器具及び備品	10百万円
敷金及び保証金	7百万円
電話加入権	6百万円
未払費用	4百万円
未払事業所税	1百万円
建物	1百万円
棚卸資産	1百万円
その他	2百万円
繰延税金資産小計	303百万円
評価性引当額	△66百万円
繰延税金資産合計	236百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	8百万円
繰延税金負債合計	8百万円
繰延税金資産の純額	228百万円

(表示方法の変更)

前事業年度において、繰延税金資産の「その他」に含めておりました「工具、器具及び備品」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。また、前事業年度において独立掲記しておりました繰延税金資産の「未払金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社南大阪電子 計算センター	(所有) 直接100.0	役員の 兼任	経営指導料 の受取	7	流動資産 「その他」 (未収入金)	0
子会社	株式会社シナジー	(所有) 直接100.0	役員の 兼任 資金の 援助	資金の貸付	—	関係会社 長期貸付金	1,000
				利息の受取	9	流動資産 「その他」 (未収収益)	4
				経営指導料 の受取	7	流動資産 「その他」 (未収入金)	0

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

経営指導料については、業務内容を勘案し、協議の上決定しております。

資金の貸付については、市場金利及び取引条件等を勘案して利率を合理的に決定しており、事業の運転資金として、当社より直接貸付けております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

718円16銭

1株当たり当期純利益

42円60銭

10. 減損損失に関する注記

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額（百万円）
和歌山県和歌山市	遊休資産	土地	3
ドコモショップ (和歌山県和歌山市他)	店舗（8店舗）	土地、建物、工具、器 具及び備品他	46
—	その他	のれん	122
合計			172

当社は減損会計の適用にあたり、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の事業区分に基づき、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

和歌山県和歌山市の遊休土地につきましては、将来の使用が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額等を基に算定した金額により評価しております。

ドコモショップ8店舗につきましては、営業損益が継続してマイナスとなる見込みであることから、回収可能性が低いと判断し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は正味売却価額により評価し、土地及び建物については不動産鑑定評価額に基づき、その他の資産については実質的に売却又は転用が不可能であることから零として評価しております。

また、当社が和歌山県下においてドコモショップを運営するモバイル・メディア・リンク株式会社及び株式会社ケイオープランを2022年12月に吸収合併したことにより計上したのれんについて、当該吸収合併により取得したドコモショップの業績が当初想定していた事業計画を下回って推移することが見込まれることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、使用価値を零として評価しております。